



## 高病原性鳥インフルエンザに係る 緊急消毒について

全国的に高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まっていることから、千葉県告示第386号により、県内一斉に緊急消毒を発令します。

- 1 実施の目的  
緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生予防
- 2 実施する区域  
県内全域の鶏飼養農場(100羽以上)、その他家きん飼養農場  
※農場: 卵、鶏等の畜産物を出荷している所(ペット等は含みません)  
※家きん: 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
- 3 実施の期日  
令和5年10月20日から令和6年3月31日まで
- 4 消毒方法  
農場における消毒薬その他家畜保健衛生所長がこれと同等と認めるものの散布

今回の緊急消毒に際し、千葉県からは逆性石けん製剤をお配りします。  
先日送付いたしました消毒薬配布の意向調査にご回答ください。(10月20日まで)

### ○効果的な消毒のために

#### 汚れを落としてから消毒

消毒前に洗浄しましょう。泥や糞が付いていると消毒効果が低下します。

#### 消毒薬は定期的に交換

消毒薬が汚れていたら交換しましょう。

また、消石灰は繰り返し雨や水にぬれると消毒効果がなくなるため再度散布しましょう。

#### 消毒薬の用法・容量を守る

説明書を読み、正しい希釈濃度で使用しましょう。



「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」について、畜種別等の説明会が開催されるとの案内がありました。開催日程等は別添のとおりとなりますので、参加される場合は、登録フォームよりお申し込みください。

**東部家畜保健衛生所**

**Tel.0475-52-4101**

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください